

派遣労働者の同一労働同一賃金の概要

2020年4月1日から施行された派遣労働者の同一労働同一賃金について、施行状況等を踏まえ見直しを実施しています。

派遣先の皆さまにおかれましても、派遣元において派遣労働者の公正な待遇を確保するための派遣料金の配慮や、派遣先の労働者が利用する福利厚生施設の派遣労働者の利用への配慮など、ご対応が必要な事項がありますので、派遣労働者の同一労働同一賃金について内容をご理解の上、適切な対応をお願いします。

1 不合理な待遇の禁止

派遣元では、以下の①または②の待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保しており、そのために必要な待遇情報の提供や待遇確保のための配慮などについて、派遣先の協力が必要になります。

派遣先均等・均衡方式	派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇 派遣先は、比較対象労働者の待遇情報を提供する必要
労使協定方式	一定の要件を満たす労使協定による待遇 派遣先が実施する業務に必要な教育訓練や利用機会を与える給食施設・休憩室・更衣室については、待遇情報を提供する必要（給食施設の料金・割引率などの利用条件については派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡待遇の対象）

※待遇情報の提供は、労働者派遣契約の締結・更新、待遇情報の変更の都度行う必要があります。

※派遣元で採用している待遇決定方式は、厚生労働省「人材サービス総合サイト」や各派遣元のウェブサイトなどで確認できます。
ご不明な場合には、派遣元にお問い合わせください。

2 説明義務の改善

派遣元には、雇入れ時・派遣時に次の事項を明示・説明する義務が課されています。

- ・労働条件に関する事項の明示（昇給・退職手当・賞与の有無など）
- ・【派遣先均等・均衡方式】または【労使協定方式】により不合理な待遇差を解消する旨の説明など

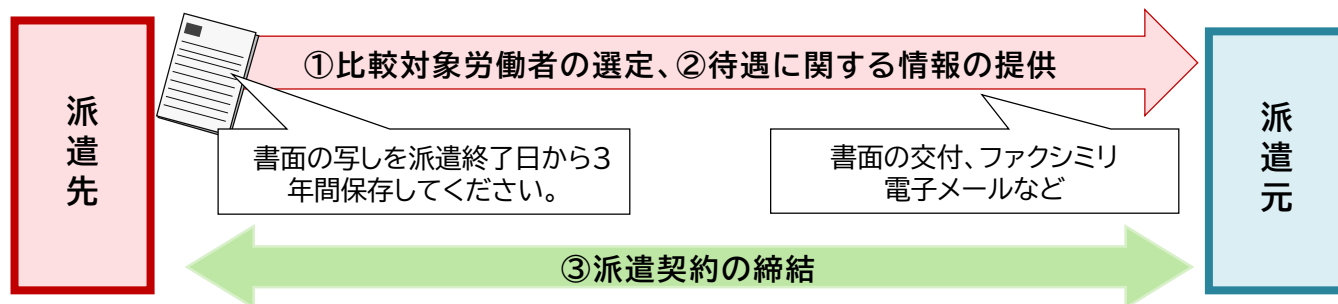
また、派遣元には、派遣労働者の求めに応じて、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容・理由、【派遣先均等・均衡方式】または【労使協定方式】による待遇決定に当たって考慮した事項を説明する義務が課されています。

これらの義務を派遣元が適切に履行できるよう、
派遣先が講ずべき措置は次のページをご覧ください

(1) 派遣先から派遣元への比較対象労働者の待遇等に関する情報

労働者派遣契約を締結(更新を含む)の都度、締結する前に、あらかじめ、派遣元に対し、比較対象労働者の待遇などに関する情報を提供しなければなりません。

※情報提供をせず、派遣元との間で労働者派遣契約を締結することはできません。



①比較対象労働者の選定

次の①～⑥の優先順位により「比較対象労働者」を選定してください。

- ①「職務の内容」と「職務の内容・配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ②「職務の内容」が同じ通常の労働者
- ③「業務の内容」または「責任の程度」が同じ通常の労働者
- ④「職務の内容・配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ⑤ ①～④に相当する短時間・有期雇用労働者
(短時間・有期雇用労働法に基づき、派遣先の通常の労働者との間で均衡待遇が確保されていることが必要)
- ⑥ 派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該労働者
(派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されていることが必要)

②「待遇に関する情報」の提供

待遇決定方式別に次の情報を提供します。

【派遣先均等・均衡方式】の場合 → 比較対象労働者に関する次の事項

- ① 職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲並びに雇用形態
- ② 選定理由
- ③ 待遇の内容(昇給、賞与などの主な待遇がない場合には、その旨を含む)
- ④ 待遇の性質及び目的
- ⑤ 待遇決定に当たって考慮した事項

【労使協定方式】の場合 ※比較対象労働者に関する情報提供は不要です

- ① 業務に必要な能力を付与するための教育訓練(当該教育訓練がない場合には、その旨を含む)
- ② 福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)の利用
(利用条件(料金や時間等)がある場合は、その内容を含む。当該福利厚生施設がない場合には、その旨を含む)

③派遣料金についての配慮

派遣労働者の待遇を確保するための配慮をお願いします。

派遣元事業主が【派遣先均等・均衡方式】または【労使協定方式】により派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣先には、派遣料金について配慮する義務があります。

- ・派遣先が、派遣元からの派遣料金の額に係る交渉に一切応じない場合や、派遣元が「派遣先均等・均衡方式」又は「労使協定方式」による待遇を確保するために必要な額を派遣先に提示した上で交渉を行ったにもかかわらず、派遣料金の額が当該必要な額を下回る場合は、法の趣旨を踏まえた対応とはいえません。

(2) 教育訓練の実施・福利厚生施設の利用機会の付与・情報提供

教育訓練の実施

派遣元の求めに応じて、派遣労働者に対しても業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施するなどの義務があります。

福利厚生施設の利用機会の付与

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設に関して以下の対応が必要です。

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設	派遣先に課される義務
給食施設、休憩室、更衣室	利用の機会を与える義務
物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設、駐車場などの施設	利用に関する便宜供与を講ずるよう配慮する義務

情報提供

派遣元の求めに応じて、派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務遂行状況などの情報を提供するなど必要な協力をするように配慮する義務があります。

労働者派遣制度の詳細や、派遣受け入れに際し必要な書類などのご紹介

労働者派遣契約書、派遣先管理台帳の記載例のほか、労働者派遣法の各制度、同一労働同一賃金に関する動画などについてもご確認の上、適正な派遣労働者の受け入れをお願いします。

労働者派遣法の各制度

労働者派遣法
全般



派遣労働者の
同一労働同一賃金



労働者派遣契約書の記載例

派遣先均等・
均衡方式



労使協定方式



派遣先管理台帳の作成例

派遣先均等・
均衡方式



労使協定方式



【解説動画】同一労働同一賃金

派遣先均等・均衡方式、労使協定方式、
派遣先の留意点などの基本的な内容



3 裁判外紛争解決手続(行政ADR)

派遣労働者と派遣元または派遣先との間で、次の事項に関してトラブルとなった場合には、「都道府県労働局長による助言・指導・勧告」や「紛争調整委員会による調停」を求めることができます。

この制度は無料で利用することができ、調停等の内容が公にされないため、プライバシーが保護されます。また、これらを求めたことを理由として、派遣元および派遣先は派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

<派遣元が講ずべき措置>

- ① 派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差、差別的取扱いの禁止
- ② 労使協定に基づく待遇の決定
- ③ 雇入れ時・派遣時の明示・説明
- ④ 派遣労働者の求めに応じた説明と説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

<派遣先が講ずべき措置>

- ① 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施
- ② 給食施設、休憩室、更衣室の利用の機会の付与

ご不明な点については、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください

都道府県労働局 お問い合わせ先					
労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245
山形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1163
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	需給調整事業室	0857-88-0022
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	需給調整事業室	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	需給調整事業室	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
三重	需給調整事業室	059-226-2165			